

# 知的障害者の自立を支えるインディヴィジュアル・ファンドの 取り組みについて

—カナダ・マニトバ州の取り組みから—

木口 恵美子

## I はじめに

近年、各国の介助費を直接支給するダイレクト・ペイメント (Direct Payment)<sup>1)</sup> や介助費、生活費、医療費などを一括して直接支給するインディヴィジュアル・ファンド (Individual Fund)<sup>2)</sup> の仕組みが紹介されるようになり (河東田1991、小川2005、2009、田中2005、岡部2006、勝又2009、長澤2009など)、日本でも2010年4月から札幌市独自の制度として札幌市でパーソナル・アシスタント制度が始まり、日本で初めてダイレクト・ペイメントを取り入れたとして注目を集めている<sup>3)</sup>。

ところで、イギリスのダイレクト・ペイメント導入の背景には、パーソナル・アシスタント<sup>4)</sup> を求めて消費者主義を戦略として打ち出した身体障害者による当事者運動だけではなく、行政による介助費用の削減や行政責任の縮小という政策的戦略があることは否定できないが、「ダイレクト・ペイメントという手段は、コスト削減ではなく、ケアの自律という目的のためにあるという順序と関係性が取り違えられてはならない」(岡部2008 p.227) という指摘を踏まえておく必要があろう。

一方、国連の障害者の権利条約第19条では、障害を持つ人の地域生活を権利として認め、障害者が社会から孤立しないための支援を必要な措置として確保することを批准国に求めており、その中

にはパーソナル・アシスタントを含むと考えられている<sup>5)</sup>。

しかし、知的に障害を持つ人は、たとえパーソナル・アシスタントやダイレクト・ペイメントやインディヴィジュアル・ファンドの仕組みができて、その仕組みにアクセスし活用するための支援が必要なことは明らかである。

カナダ・マニトバ州には、知的障害者がインディヴィジュアル・ファンドを活用してパーソナル・アシスタントを雇用することを、サポートネットワーク (以下SN) が支援する仕組みを持つ「In the Company of Friends (以下ICOF)」という名の事業と、事業の背景となる権利擁護の法律「精神に障害を持つバルネラブルな人の法律 (The Vulnerable Persons Living with Mental Disability Act 以下VPA)」がある。この法律はカナダ国内の権利擁護の法律の中でSNを法的に定義づけている点で評価されている<sup>6)</sup>。2007年9月と2009年5月に州の行政機関やICOFの運営主体である「Living in Friendship Everyday Inc (以下LIFE)」などを訪問しVPAとICOFに関する現地調査を行い、現在も継続して資料収集を行っており、知的障害者が、地域で孤立することなく生活するための支援とその仕組みを検討する上で参考になると思われるので紹介する。

## II ICOFの概要

### 1 ICOFの成立、対象、推移

州の家族サービスを所管する部局である家族サービスおよび消費者担当局（Family Services and Housing、現Family Services and Consumer Affairs、以下FSCA）は、1993年に15人の利用者を対象としてICOFの試行事業を始め、1996年に本格実施を開始し、2000年に非営利組織LIFEを設立して運営を委託した。事業の目的は、知的障害者が生活を自己管理する機会と選択肢を増やして生活の質を高めることである。そのため、個人の予算計画に基づいたサービスの購入費用を含む生活資金の直接提供と、自己決定を支援するSNの構築が事業の二本柱とされた<sup>7)</sup>。ICOFは、FSCAが行う知的

障害者を対象とした生活支援事業（Supported Living Program）の中に、居住サービス、デイサービス、サポートサービスとならぶ選択肢の一つとして位置付いている。

表1、2、3は、ICOF利用者数の推移と、ほかのプログラムとの比較を示したものである。ICOFの利用者数は徐々に増えてはいるが、ほかのサービスに比べると多くはない。

表2、3では明らかではないが、ICOFの生活スタイルは多様である。住まいは、施設やグループホームや両親の家を出て自分の家に住む、両親の転居や他界後もその家に住み続けるなど一様ではなく、誰と暮らすかについても、一人暮らし、両親やハウスメイトと同居、スタッフが夜間も泊まるなど個々で異なる。日中活動も、ボランティア、趣味活動、就労などさまざまである。ICOFは

表1 ICOF利用者数の推移

年	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
人数	15	19	26	30	30	45	45	45	47	45	50	53	58

出典：Manitoba Family Services and Housing Annual Report1997～2009を基に筆者作成

表2 居住の種類と利用者数の比較

住まい	2006 - 07	2007 - 08	2008 - 09
里親など私的で認可されたケア住居	699	739	799
両親と同居	1,165	1,197	1,232
事業所が経営するケア住居	1,338	1,370	1,454
親戚の家	225	232	208
支援を受けた自立生活	685	719	722
自立生活	252	221	178
その他（病院、個別ケアホーム）	155	153	148
In the Company of Friends	50	53	58
計	4,044	4,266	4,471

出典：Manitoba Family Services and Housing Annual Report 2009 p.62を基に作成

表3 日中活動の種類と利用者数の比較

日中活動	2006 - 07	2007 - 08	2008 - 09
一般就労	219	228	232
援助付き雇用	366	372	379
職業に焦点を当てたサービス	1,542	1,572	1,604
個別サービス	1,021	1,101	1,169
学校	516	491	565
退職者プログラム	112	129	155
プログラム無し	743	738	637
In the Company of Friends	50	53	58
計	4,044	4,266	4,471

出典：Manitoba Family Services and Housing Annual Report 2009 p.63を基に作成

既存のサービスに個人を当てはめるのではなく、個々のニーズに即した生活を創造する事業といえる。

## 2 ICOFの仕組みと従来のサービスモデルとの違い

ICOFは、本人と、本人を身近で支えるSN、行政と連携して本人とSNを支援するLIFE、本人と雇用関係を持ち日々の生活を支援するスタッフ、生活の資金や危険からの保護を提供する行政によって構成されている。(図1)

非営利組織がICOFを運営する意義を、LIFEは「個々の利用者の自律や個別性の保持を助ける」<sup>8)</sup>と説明しており、行政から独立した組織として裁量と責任を持つことで、利用者のニーズや自己決定に応じた支援が可能となることを意味していると理解できる。表4は、ICOFと従来のサービスモデルにおける違いをまとめたものである。

行政内の縦割りの財源を一本化して個人に直接提供するという財源の流れの変化に伴い、個人とスタッフの関係が変化し、住居の選択肢が増えたことがわかる。

## 3 ICOF利用者の事例

施設を出てICOFを活用して暮らす二人の事例を通して、生活の変化を見ることにする。

### 【事例1】<sup>9)</sup>

パトリックは孤児として30年以上を施設で過ごした。家族や親族がいなかったため、出会ったすべての人が施設の職員か施設の利用者だった。しかし彼は今、安心して心地よい支援の輪を持っており、それが彼にとっての大きな変化である。彼は「自分で自分のことをするのが好きで、自分で支払い、小切手にサインをし、何をしたいかを自分で決める。私のために同じことをするスタッフは必要ない」、「買い物でも仕事でも『できる』という可能性がある。好きなように外出ができ、誰かの許可がいるわけではない」、「自分のために選択をすることが重要であり、自分を頼りにできるということを知る必要がある」と語っている。

### 【事例2】<sup>10)</sup>

コリーは入所施設を出て一人暮らしをしている。彼にとって大きな変化は人間関係の質と量である。友達や、重要な決定を助ける信頼できるSNを持ち、自分で選んだスタッフから支援を受け、安全で心地よい人たちに囲まれている。彼は「選

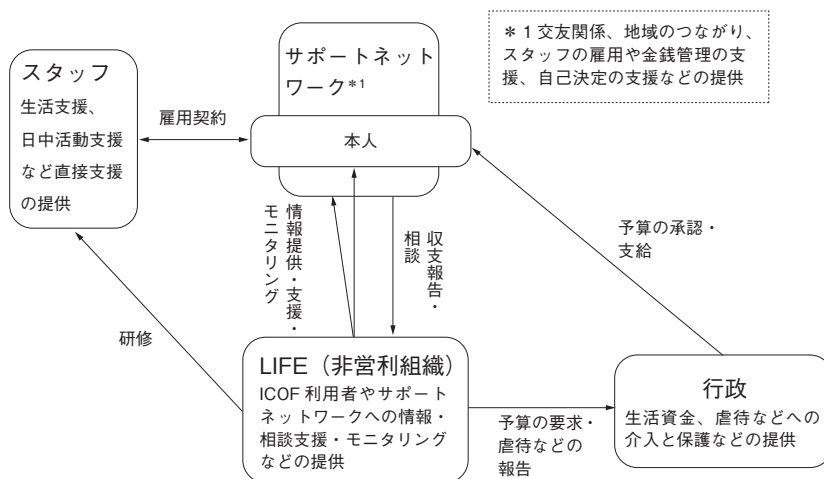


図1 In the Company of Friendsの仕組み

出典：2007年にLIFE訪問時に受けた資料と札幌市のダイレクト・ペイメント制度の概要を参考に筆者作成

表4 ICOFと従来のサービスモデルの比較

	グループホームやデイサービスなど従来のモデル	ICOF
資金	医療などの費用と、ケアサービスに関する費用は別々に事業所に支払われる。	医療などの費用とケアサービスに関する費用が一括して本人に支払われる。
	サービス事業所が行政から費用を受け取り、スタッフに支払う。	本人が行政から費用を受け取り、スタッフに支払う。
	資金のレートは固定している。	個々のニーズに沿った予算が立てられ、その範囲で自由に活用できる。
スタッフ	スタッフは事業所に雇用され、日々の活動を管理する管理者がいる。	本人がサポートネットワークとともにスタッフを雇用し、自分の生活を管理する。
	事業所は雇用しているスタッフに責任を持ち、スタッフは管理者への報告義務を持つ。	スタッフは本人とサポートネットワークへの報告義務を持つ。
住居	行政が認可した住居から選ばなければならない。	予算の範囲で住む場所を選ぶことができる。自宅を購入することも可能である。

出典：LIFE (2010) In The Company of Friends What Every Family, Friend and Community Member should know! p.5を基に筆者作成

択をするようになった。好きなことをして、好きな人に会うことができる。それらは本当に大切である。最も大切なことは、私を気にかけて、助けてくれる人がいることである」と語っている。

施設の生活に比べ人間関係に恵まれ、選択や決定の機会が増えたことに満足していることがわかる。次にICOFにおける支援等について、図1に基づいて行政、LIFE、スタッフとSNの役割を確認する。

### Ⅲ ICOFにおける行政の役割

#### 1 資金の提供

ICOFの個人予算は、生活の予算(家賃や維持管理、通信、水道・光熱、被服・食事、保険、交際、余暇、スタッフの求人広告、会議など)と支援の予算(スタッフの人件費、経費など)を含む。LIFEのリソーススタッフ(以下RS)が本人およびSNと相談して予算作成を行い行政に請求し、行政が承認すると、利用者が開設した口座に毎月の予算が振り込まれる。

財源は、生活支援事業の予算と、雇用と収入補

助(Employment and Income Assistance)<sup>11)</sup>の予算の組み合わせで、試行事業はグループホーム等のサービスと比べるとICOFは費用が抑えられると結論付けている<sup>12)</sup>。

#### 2 危機介入と保護の提供

ICOFの背景にあるVPAは、主に危機介入や代行決定に関する法律であり<sup>13)</sup>、サービス提供者や代行決定人などに対して、虐待や放置の疑いを行政に通報する義務を課している<sup>14)</sup>。行政は一般の人にも通報を促し<sup>15)</sup>、通報を受けた後の介入や警察への委託、本人の保護や緊急対応などの動きを明確にし、サービス提供者向けに冊子を作成して、虐待(身体的・精神的・性的虐待、金銭搾取)や放置に関する知識、虐待などを見逃さないための視点、虐待を発見したときの対応などを周知している<sup>16)</sup>。

ICOFでは本人がスタッフを雇用する立場にあるので、LIFEは虐待などの予防と善後策に焦点を当て、行政の冊子の内容を用いながら、スタッフ雇用時の注意事項や虐待などの報告に関する冊子を作成している<sup>17)</sup>。その中に、RSは、スタッフや

SNから利用者の虐待などの報告を受けた場合、24時間以内に行政のコミュニティソーシャルワーカー（以下CSW）に報告する義務を持つことや、調査や介入は行政の役割であり、LIFEは問題が解決するまで、利用者やSNを支援する役割に徹することを明記している<sup>18)</sup>。虐待などに関する取り決めが法律で定められ、行政が明確なガイドラインを作成して周知していることや、行政とLIFEが役割を明確にし、協力し合うことが決められていることが重要であろう。

#### IV ICOFにおけるLIFEの役割

##### 1 情報の提供

RSは地域ごとに配置され、①個人とSNへの情報提供や説明、②SNの構築、③生活や資金のモニタリングを主に行う<sup>19)</sup>。

提供する情報は多様で、ICOFの概要（ICOFの歴史、理念、仕組みなど）、ICOFの利用（開始と必要なプロセス、予算、支援計画、LIFEやSNの役割など）、スタッフの雇用（求人、面接、契約、研修、評価、継続、給与支払い方法、州の労働基準、被用者年金など）、健康保険や医療（健康保険団体への加入など）、予算管理（銀行口座の開設、収支の報告など）、虐待などへの対応（VPA、事故報告書など）、苦情解決のほか、個々の利用者の必要に応じた地域資源や問題解決の方法を含んでいる<sup>20)</sup>。

ICOFの周知については、CSWも地域の生活支援事業の対象者に伝えるが、LIFEがICOFを促進することが明記されている<sup>21)</sup>。利用開始にあたっては、LIFEと本人およびSNが、本人のICOFへの適正を十分に話し合い、ICOFに関する研修を受ける導入プロセス（Entrance Process）を開始するか否かを定める。導入プロセスはICOFの利用を決める重要な過程であり、24項目にわたるチェックリストが設けられ、途中で中止も可能として

いる<sup>22)</sup>。

##### 2 サポートネットワーク（SN）の構築

ICOFの利用にはSNを持つことが必要条件であり<sup>23)</sup>、適切なSNを持たない場合は、RSが構築を行う<sup>24)</sup>。試行事業ではSNの脆弱性やバーンアウトの問題が明らかになり、課題として残された<sup>25)</sup>。その後、LIFEの代表者によるSNの強化に関する調査<sup>26)</sup>や、LIFEによるSNへの聞き取り<sup>27)</sup>が実施されたほか、ニュースレターでSNの情報を伝えるなど行っており<sup>28)</sup>、LIFEがSNへの支援を有効かつ適切に行うことが課題であることがわかる。

##### 3 生活や資金のモニタリング

RSは、定期的に利用者と一緒に生活のモニタリングを行い、3カ月に一度はSNから収支報告を受けて月間予算、貯蓄残額、貯蓄率などを把握して行政に報告を行う。一定の残額があると不適切な予算と判断され支給停止となるが、残額の使途目的などを明らかにして行政に伝えることで給付の継続が可能となる。残額が少ない場合も、利用者の生活や健康状態、金銭搾取の疑いなどを監視することが、RSの重要な任務である<sup>29)</sup>。

#### V スタッフとサポートネットワークの役割

##### 1 日常生活支援

ICOFのスタッフは利用者と契約を結んだパーソナル・アシスタントであり、その中のリーダーは研修の受講やLIFEとの連携が求められる。スタッフの質の差は大きく、低賃金、低定着率、研修体制の不備、金銭の搾取や放置などの危険、交代要員の確保が困難などの問題点が指摘されている<sup>30)</sup>。

家族介助については、両親、兄弟、配偶者、子供など直系家族は、利害関係が生じる可能性があ

るため、スタッフとしての雇用を認めていないが、それ以外の親族はRSが確認していれば雇用可能としている<sup>31)</sup>。

支援は、利用者中心の計画 (Person-Centered Planning) の一つである PATH (Planning Alternative Tomorrows with Hope)<sup>32)</sup> を用いて明確にした本人の希望の実現に向けて行われ、RSが協力して本人、SN、スタッフが協働で支援計画を作成して予算に反映させている。

## 2 自己決定支援

SNは、家族、親族、友人など本人が選んだ複数のボランティアが構成するチームで、利用者の生活の自己管理の支援を目的として、スタッフの雇用、予算管理、日中活動、余暇や休暇など、生活の重要な事柄に関する決定の支援を行う<sup>33)</sup>。SNがICOFの理念を理解して役割を果たすことがICOFの成功の鍵とされ<sup>34)</sup>、本人やスタッフの相談、地域と本人の橋渡しなど多様な役割が期待されている<sup>35)</sup>。

事業の背景にあるVPAも、SNや自己決定支援の重要性を明らかにしている。VPAではSNを「バルネラブルな人に助言、手助け、支援を提供する一人かそれ以上の人で、〈a〉バルネラブルな人の配偶者、法的なパートナー、〈b〉バルネラブルな人のほかの家族、〈c〉バルネラブルな人に選ばれた人が含まれるだろう。」<sup>36)</sup>と定義している。自己決定支援については、“Supported decision making (支援された意思決定)” という用語を用いて、「バルネラブルな人が、彼、彼女のSNのメンバーから提供されるアドバイス、支援、手助けを通して、自分自身のケアや財産を顧慮した意思の決定をしたり、伝えたりすることを可能にするためのプロセスのことである」<sup>37)</sup>と定義した上で、「バルネラブルな人とそのネットワークのメンバーによる支援された意思決定は、バルネラブルな人の自己決定、自立、自尊心を促進させる重要な方法とし

て、尊重され、認識されるべきである」<sup>38)</sup>と明記している。

## VI まとめ

マニトバの取り組みから次の3点を学ぶことができる。1点目は生活を包括的に支える資金が行政から提供されていることである。LIFEによる事業の利用支援、SNによる予算管理支援とLIFEによるモニタリングの仕組みがあり、危機介入や保護に関しては行政に責務があった。

2点目は、生活に関する支援の多元性である。日々の支援はスタッフが行い、生活管理などの自己決定支援は信頼関係に基づくSNが行っていた。さらにSNへの支援や情報提供などはLIFEが行っており、LIFEが行政から独立していることが個別性の尊重に有効であった。ICOFの利用には支援する側の意志や継続力が必要で、スタッフとSNの支援の役割分担や、LIFEによる相談支援体制が整っていることなどが継続の助けとなり、継続を通して使いやすい制度に変えていくことができると思われる。

3点目は、法律にSNの自己決定支援の重要性を明記していることである。それによりSNに対する周囲の認識を助け、その支援に実効性を持たせる上で意義があるといえるだろう。

知的障害者の自立や自己決定を促進するとされる「支援された意思決定」の検討を今後の課題としたい。

## 付記

本研究では、平成22年度厚生労働科学研究費補助金 (障害者対策総合研究事業) : 『障害者の自立支援と「合理的配慮」に関する研究—諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性—』における研究協力者として研究費の補助を受けている。

注

- 1) 小川は、「ダイレクト・ペイメントを、『直接支払い』あるいは『現金給付』と訳すこともできるが、その場合、我が国では現金をそのまま取り扱うようなイメージをもつ」(小川2009 p.92)として原語のまま扱っている。本稿でもダイレクト・ペイメントとする。
- 2) 英国ではインディビジュアル・バジェットという用語が用いられている。小川はインディビジュアル・バジェットを、「『個別予算』『個人予算』などと表現できなくもないが新しい用語であり定着した訳語はない」(小川2009 p.92)として原語のまま扱っている。本稿でもインディビジュアル・ファンドとする。
- 3) 札幌のパーソナルアシスタンス制度については以下で閲覧可能 (2010.8.4)  
(行政) [http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/2-10\\_PA.html](http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/2-10_PA.html)  
(PAサポートセンター) <http://www.jvun.org/cils/PAseido.html>
- 4) パーソナル・アシスタントについては、鄭鐘和2005「韓国における重度障害者介助サービス制度化の必要性と推進方向—先進5カ国における障害者介助サービスモデル比較を通して—」『日本社会事業大学社会事業研究所年報』pp.121-171に詳しい。
- 5) 長瀬修・東俊裕・川島聡編2008『障害者の権利条約と日本』生活書院p.243で、川島・長瀬は19条(b)を「障害のある人が、地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(パーソナル・アシスタンスを含む。)にアクセスすること。」と訳している。
- 6) Robert M. Gordon. 2000. “The Emergence of Assisted (Supported) Decision-Making in the Canadian Law of Adult Guardianship and Substitute Decision-Making” *International Journal of Law and Psychiatry*, Vol. 23, No. 1, pp. 61-77
- 7) ICOFの設立経緯等に関してはPolicy & Planning Branch Manitoba Family Service.1996.“In The Company of Friends Pilot Project Evaluation Final Report.”(2007年訪問時入手)を参考にした。
- 8) LIFE.2007a. “In The company of Friends PROGRAM INFORMATION AND GUIDING PRINCIPLES” p.9 2009年訪問時に資料提供を受けた。
- 9) 2007年のLIFE訪問時に得た資料をもとに要約した。
- 10) 同上
- 11) 雇用と収入補助については、<http://www.gov.mb.ca/fs/eiafacts/index.html>を参照した。(2010.8.4)
- 12) 注7 pp.42-95
- 13) VPA 全文は以下で閲覧可能<http://web2.gov.mb.ca/laws/statutes/ccsm/v090e.php> (2010.8.4)
- 14) VPA 21 (1)
- 15) 一般の人の通報は法律では義務付けられていないが、行政資料には通報を促すことが書かれている。[http://www.gov.mb.ca/fs/pwd/vpact\\_protection.html](http://www.gov.mb.ca/fs/pwd/vpact_protection.html) (2010.9.18)
- 16) Supported Living Program 「Protecting Vulnerable Persons from Abuse and Neglect: Reporting Requirements for Direct Service Providers.」2007年Family services and housing訪問時に資料提供を受けた。[http://www.gov.mb.ca/fs/pwd/pubs/spl\\_for\\_service\\_providers.pdf](http://www.gov.mb.ca/fs/pwd/pubs/spl_for_service_providers.pdf)でも参照可。
- 17) LIFE.2010a. “ICOF Protection Book a Guide to Reporting Abuse and Neglect.”  
[http://www.ICOF-life.ca/cim/dbf/ICOF\\_protection\\_book.pdf?im\\_id=152&si\\_id=3203](http://www.ICOF-life.ca/cim/dbf/ICOF_protection_book.pdf?im_id=152&si_id=3203) (2010.9.10)
- 18) 同上pp.8-9
- 19) LIFE.2010b. “An Introduction to LIFE.” p.5参照。
- 20) 以下の資料を参考にした。いずれも2009年訪問時に資料提供を受けた。  
・LIFE.2007a. 注8と同じ  
・LIFE.2007b. “IN THE COMPANY OF FRIENDS HIRING AND MAINTAINING EMPLOYEES”  
・LIFE.2008. “In the Company of Friends Information Guidelines and Responsibilities.”
- 21) Family Service and Consumer Affairs “Procedural Guidelines for the Regional Delivery of In The Company of Friends. February 20, 2007 (updated for 2009/10)” FSCAに資料送付を依頼し入手した。
- 22) LIFE.2010c. “ICOF Entrance Process Helping You and Your ICOF Support Network Get Started!” LIFEに資料の送付を依頼し入手した。
- 23) LIFE.2010d. “In The Company of Friends What You Should Know! A guide for Individuals.” p.7 LIFEに資料の送付を依頼し入手した。
- 24) LIFE.2010e. “ICOF LIFE and the CSW A Unique Partnership!” p.4 LIFEに資料の送付を依頼し入手した。
- 25) 注7 pp.117-122
- 26) Margo Powell.2002. “What do support networks require to be strong, committed and effective?”
- 27) 聞き取りの結果は“Their stories”として、LIFEのホームページ<http://www.ICOF-life.ca/>に掲載されている。
- 28) 2009年Connections Newsletterで、SNに関する特集を組んでいる。LIFEのホームページで参照可。
- 29) Manitoba Family service and consumer affair .2009. “Procedural Guidelines for the Regional Delivery of In

- The Company of Friends (updated for 2009/10)” と、2009年 LIFE を訪問した際の executive director へのインタビューによる。
- 30) 注27
- 31) 注22 p.12
- 32) PATH については以下を参照した。
- ・ John O'Brien & Jack Perapoint. 2007. “Person-Centered Planning with MAPS and PATH A Workbook for Facilitators.” Inclusion Press.
  - ・ John O'Brien, Jack Perapoint, Marsha Forest (2008) “PATH A Workbook for PLANNING POSITIVE POSSIBLE FUTURES” Second Edition. Inclusion Press
- 33) LIFE.2010g. “In The Company of Friends What Every Family, Friend and Community Member should know!” p.6  
[http://www.ICOF-life.ca/cim/dbf/introtoICOFfamilieswebsite.pdf?im\\_id=145&si\\_id=3203](http://www.ICOF-life.ca/cim/dbf/introtoICOFfamilieswebsite.pdf?im_id=145&si_id=3203) (2010. 8.4)
- 34) 注22 p.11
- 35) 注7 p.10
- 36) VPA 1 (1)
- 37) VPA 6 (1)
- 38) VPA 6 (2)
- ナルアシスタンスとダイレクトペイメント』明石書店
- 岡部耕典2008「誰が「払い/律する」のか—ダイレクトペイメント論—」『ケアされること ケアその思想と実践3』上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也編 岩波書店
- 小川喜道2005『障害者の自立支援とパーソナル・アシスタンス、ダイレクト・ペイメント：英国障害者福祉の変革』明石書店
- 小川喜道2009「障害者福祉—ダイレクトペイメントの行方—」『海外社会保障研究』No.169, pp.83-94
- 勝又幸子2009「ダイレクトペイメントの思考から10年～イギリスの障害者社会サービスの現状と課題～」厚生労働科学研究費補助金〈障害保健福祉総合研究事業〉分担研究報告書『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究』pp.151-172
- 田中耕一郎2005『当事者運動と価値形成 日英の比較から』現代書館
- 長澤紀美子2009「ブレイク労働党政権以降のコミュニティケア改革—高齢者ケアに係わる連携・協働と擬似市場における消費者選択—」『海外社会保障研究』No.169, pp.54-70
- アドルフ・D・ラツカ著、河東田博、古関・ダール瑞穂訳1991『スウェーデンにおける自立生活とパーソナル・アシスタンス：当事者管理の論理』現代書館

#### 参考文献

岡部耕典2006『障害者自立支援法とケアの自律：パーソ

(きぐち・えみこ 東洋大学大学院博士後期課程)